

令和6年2月5日
総務部総務課

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正趣旨

建築基準法等の改正に伴い、既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定申請手数料に関する規定を定めるとともに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い、規定の整備を図る必要があることから、世田谷区手数料条例の一部を改正する条例を令和6年第1回定例会に提出する。

2 改正内容

(1) 建築基準法等の改正に伴う規定の整備

①改正理由

建築基準法等の改正に伴う「建築副主事」の追加、及び既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定申請手数料に関する規定の追加による規定の整備を行う。

②改正箇所

(ア)「建築副主事」の追加

「建築主事」を「建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等）」に改める。

(別表第1の82、95の2)

(イ) 既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定申請手数料に関する規定の追加

125の7の項の次に「既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料」及び「既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料」の項を加える。

(別表第1の125の8、125の9)

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴う規定の整備

①改正理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴い、引用する規定の整備を行う。

②改正箇所

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

(別表第3の第1、第6、備考4、8)

3 施行予定日

令和6年4月1日

4 新旧対照表

別紙「新旧対照表」のとおり

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表(案)

改正後					改正前				
○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号					○世田谷区手数料条例 平成12年3月13日条例第3号				
本則略					本則略				
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>									
別表第1 (第2条関係)					別表第1 (第2条関係)				
事務		名称等	額	徴収時期	事務		名称等	額	徴収時期
1～81の2	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	1～81の2	(略)	(略)	(略)	(略)
82	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	確認申請手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、83の項又は84の項に掲げる額の手数料を加えた額)。ただし、申請に係る	確認申請のとき。	82	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査	確認申請手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(申請に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、83の項又は84の項に掲げる額の手数料を加えた額)。た	確認申請のとき。

改正後					改正前				
			<p>計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である<u>建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）</u>が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合</p>					<p>計画に建築基準法第6条の3第1項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者（以下「特定建築基準適合判定資格者」という。）である<u>建築主事</u>が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条の3の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査（以下「特定建築基準適合審査」という。）をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に定める額を加</p>	

改正後				改正前			
			においては、当該部分ごとに、次項に定める額を加えた額				えた額
	(現行の通り)	(1)	(現行の通り)		(略)	(1)	(略)
	イ (現行の通り)		(現行の通り)		イ (略)		(略)
	(現行の通り)	(2)	(現行の通り)		(略)	(2)	(略)
			(現行の通り)				
	ロ (現行の通り)	(3)	(現行の通り)		ロ (略)	(3)	(略)
			(現行の通り)				
	(現行の通り)	(4)	(現行の通り)		(略)	(4)	(略)
			(現行の通り)				
	(現行の通り)	(5)	(現行の通り)		(略)	(5)	(略)
			(現行の通り)				
	ハ (現行の通り)	(6)	(現行の通り)		ハ (略)	(6)	(略)
			(現行の通り)				
	(現行の通り)	(7)	(現行の通り)		(略)	(7)	(略)
			(現行の通り)				
	ニ (現行の通り)	(8)	(現行の通り)		ニ (略)	(8)	(略)

改正後					改正前				
			の通り)	通り)					
			(現行の通り)	(現行の通り)			(略)		
			(現行の通り)	(9) (現行の通り)			(略)	(9) (略)	
			(現行の通り)	(現行の通り)			(略)	(略)	
82の2～95	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	82の2～95	(略)	(略)	(略)	(略)
95の2	建築基準法第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	計画通知手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)。ただし、通知に係る計画に建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築	計画通知のとき。	95の2	建築基準法第18条第3項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査	計画通知手数料	左欄に掲げる床面積の合計に応じ、次に掲げる額(通知に係る計画に建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について、95の4の項又は95の5の項に掲げる額の手数料を加えた額)。ただし、通知に係る計画に建築基準法第18条第4項ただし書の規定に基づき、特定建築基準適合判定資格者である建築	計画通知のとき。

改正後				改正前			
			主事等が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に定める額を加えた額				主事が、特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては、当該部分ごとに、次項に定める額を加えた額
		(現行の通り)	(1) (現行の通り)			(略)	(1) (略)
		イ (現行の通り)	(現行の通り)			イ (略)	(略)
		(現行の通り)	(2) (現行の通り)			(略)	(2) (略)
		ロ (現行の通り)	(現行の通り)			ロ (略)	(略)
		(現行の通り)	(3) (現行の通り)			(略)	(3) (略)
		ハ (現行の通り)	(現行の通り)			ハ (略)	(略)
		(現行の通り)	(4) (現行の通り)			(略)	(4) (略)
		ニ (現行の通り)	(現行の通り)			ニ (略)	(略)
		(現行の通り)	(5) (現行の通り)			(略)	(5) (略)

改正後					改正前					
			り) (現行の通り) (6) (現行の通り) (現行の通り) (7) (現行の通り) (現行の通り) (8) (現行の通り) (現行の通り) (9) (現行の通り) (現行の通り)					(略) (6) (略) (略) (7) (略) (略) (8) (略) (略) (9) (略) (略)		
95の3～125の7	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	95の3～125の7	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
125の8	<u>建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料</u>	<u>28,000円</u>	<u>認定申請のとき。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
125の9	<u>建築基準法施行令第137条の</u>	<u>既存建築物の道路内の建築</u>	<u>28,000円</u>	<u>認定申請のと</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

改正後					改正前				
		<u>12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>制限の緩和に係る認定申請手数料</u>	<u>き。</u>					
125の108	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	125の8	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)
125の119	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	125の9	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)
125の1210	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	125の10	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)
126～138	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)	126～138	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第3 (第2条関係)

事務	名称及び額			徴収時期
第1 建築物の	(現行の通り)			(現行の通り)
	1	(現行の通り)	(現行の通り)	

別表第3 (第2条関係)

事務	名称及び額			徴収時期
第1 建築物の	(略)			(略)
	1	(略)	(略)	

改正後				改正前				
エネルギー消費性能の向上等に <u>関する法律</u> （平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項及			の通り)					
			(現行の通り)					(現行の通り)
			(現行の通り)					(現行の通り)
			(現行の通り)					(現行の通り)
			(現行の通り)					(現行の通り)
			(現行の通り)					(現行の通り)
	2	(1)	(現行の通り)	(現行の通り)	2	(1)	(略)	(略)
	(現行の通り)	(現行の通り)	(略)	(略)				
	(現行の通り)	(現行の通り)	(略)	(略)				
	(現行の通り)	(現行の通り)	(略)	(略)				

改正後					改正前				
び第 13条 第2 項の 規定 に基 づく 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定		(2) (現行 の通 り)	(現行の通り)	(現行 の通 り)	13条 第2 項の 規定 に基 づく 建築 物エ ネル ギー 消費 性能 適合 性判 定		(2) (略)	(略)	(略)
			(現行の通り)	(現行 の通 り)				(略)	(略)
			(現行の通り)	(現行 の通 り)				(略)	(略)
			(現行の通り)	(現行 の通 り)				(略)	(略)
			(現行の通り)	(現行 の通 り)				(略)	(略)
			(現行の通り)	(現行 の通 り)				(略)	(略)
			(現行の通り)	(現行 の通 り)				(略)	(略)
			(現行の通り)	(現行 の通 り)				(略)	(略)
第2～ 5	(現行の通り)			(現行 の通	第2～ 5	(略)			(略)

改正後					改正前				
(現 行の 通 り)	(現行の通り)			り)	(略)	(略)			
第6 建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 <u>等</u> に 関 す る 法 律 施 行 規 則 (平 成 28 年 国 土 交 通 省 令 第 5 号) 第11	(現行の通り) (現行の通り)			(現行 の通 り)	第6	(略) (略)			(略)
	1 (現行の通 り)	(現行の通り)		(現行 の通 り)	1 (略)	(略)		(略)	(略)
		(現行の通り)		(現行 の通 り)		(略)		(略)	(略)
		(現行の通り)		(現行 の通 り)		(略)		(略)	(略)
		(現行の通り)		(現行 の通 り)		(略)		(略)	(略)
		(現行の通り)		(現行 の通 り)		(略)		(略)	(略)
		(現行の通り)		(現行 の通 り)		(略)		(略)	(略)
	2 (現 行の	(1) (現行 の通	(現行の通り)		(現行 の通 り)	2 (略)	(1) (略)	(略)	
第11					第11 条の				

改正後					改正前				
条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	通り)	(現行の通り)	(現行の通り)		規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更	(2)	(略)	(略)	(略)
		(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)
		(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)
		(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)
		(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)
	(2) (現行の通り)	(現行の通り)	(現行の通り)		を証していることを証する書面の交付	(2)	(略)	(略)	(略)
		(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)
		(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)
		(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)
		(現行の通り)	(現行の通り)					(略)	(略)

改正後						改正前					
				の通り)							
			(現行の通り)	(現行の通り)			(略)	(略)			
備考						備考					
<p>1～3 (現行の通り)</p> <p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。</p> <p>5～7 (現行の通り)</p> <p>8 建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上<u>等</u>に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第3の部に掲げる手数料の額と同額とする。</p> <p>9～12 (現行の通り)</p>						<p>1～3 (略)</p> <p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の場合の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算定した額とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある1の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、第3の部に掲げる手数料の額と同額とする。</p> <p>9～12 (略)</p>					